

## 第 2 3 回会計検査院契約監視委員会定例会議議事概要

開 催 日	平成 3 1 年 1 月 2 5 日 (金)	
場 所	会計検査院情報公開・個人情報保護審査会会議室	
出席委員氏名	委員長 松島 桂樹 (法政大学大学院デザイン工学研究科 客員教授)	
	委 員 稲生 信男 (早稲田大学社会科学総合学院 教授)	
	委 員 長村 彌角 (公認会計士 有限責任監査法人トーマツ パートナー)	
抽出案件	2 件	(備考) 共同調達案件全般及び抽出案件 2 件の審議のほか に、契約の状況、指名停止の運用状況、少額随意 契約の状況、低入札案件の状況等について説明を 行い、その後質疑を行った。
(内訳)		
一般競争契約	2 件	
指名競争契約	0 件	
随意契約	0 件	
委員からの意見・ 質問、それに対する 回答等	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見 の具申又は勧告の 内容	なし	

(別紙)

<p>1. 平成30年度（上半期）における契約の状況等について</p> <p>会計検査院側より、契約の状況、指名停止の運用状況、少額随意契約の状況等について説明を行った。</p>	
意見・質問	回 答
<p>契約の状況</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・落札率が50%台から60%台の契約が複数見受けられるが、低入札価格調査の対象となっていない理由は何か。</li></ul> <p>指名停止の運用状況</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・JR東海発注工事に係る受注調整事案に関与したとされる建設業者4社に対して、会計検査院が一定の期間、指名停止を行った理由は何か。</li><li>・指名停止期間中、業務に支障を来すようなことはなかったか。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・低入札価格調査の対象は、予定価格が1000万円を超える契約であり、いずれの契約も予定価格が1000万円以下であったため対象外となっている。</li><li>・本院制定の「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」に基づき、関東甲信越区域内において独占禁止法違反行為があったとされる本件事案については、過去の契約実績等を勘案して工事請負契約の相手方として不相当であると判断し、指名停止を行ったところである。</li><li>・今回の指名停止期間中に特段の支障は生じなかった。</li></ul>

2. 低入札案件の状況について	
会計検査院側より、低入札案件の状況について説明を行った。	
意見・質問	回 答
<p>植栽地維持管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本件は落札率が32.8%となっているが、予定価格の算定はどのような方法で行ったのか。</li> <li>・ 採算の見込めないような入札額であっても、契約が適正に履行されることを確認できれば問題はないのか。</li> </ul> <p>王子書庫建築改修工事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 低入札となった要因の一つとして、床改修において、下請経費が発生しないことを挙げているが、下請経費が発生しない理由は何か。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予定価格の算定に当たっては、「公園・緑地の維持管理と積算」（公園・緑地維持管理研究会編）を使用したり、当該資料に掲載のない作業項目については業者から見積書を徴したりするなどして積算している。</li> <li>・ 国の場合、最低制限価格制度が導入されていないため、採算性の確保が困難と思料されるような入札額であったとしても、これを理由に排除することができないのが実情である。</li> <li>・ 国土交通省の公共建築工事積算基準では、直接工事費に下請経費を含めることとされている一方で、床改修については元請業者が直接施工することとしているため、実際には下請経費は発生せず、低入札の要因の一つとなったということである。</li> </ul>

### 3. 案件の審議

共同調達案件全般及び一元的な文書管理システム技術支援等業務等2件を審議した。  
審議の内容は次のとおりである。

意見・質問	回 答
<p>共同調達案件全般</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・他省庁における1者応札の改善策の中に、契約監視委員会等において事後検証を行っているところがあるが、具体的な内容を聞いているか。</li><li>・30年度では、16件の共同調達案件があるようだが、取りまとめ省庁はどのように決定しているのか。</li></ul> <p>一元的な文書管理システム技術支援等業務</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・30年度の予定価格の算定において、技術者の料金単価の2区分のうち、安価な料金単価を適用しているが、その根拠は何か。また、仕様書を変更しているが、入札参加者に変更点が的確に伝わっているか。</li><li>・1者応札となっている要因として、技術者の料金単価を安価な料金としたことが影響していると思われるがどうか。</li><li>・このような業務は、常駐しなければならないことに業者の抵抗感があると思われるが、問い合わせ対応業務については、他省庁においても類似の質疑応答であると思われることから、将来的に省庁横断的なヘルプセンターを設置するなどして対応していくことも検討する必要がある。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・例えば、文部科学省では、契約監視委員会において、同省が共同調達の取りまとめ担当となっている各契約を含めて全体的に審議されていると聞いている。</li><li>・共同調達着手時において、各省庁の過去の発注実績等を踏まえた協議により、その都度決定している。</li><li>・30年度の業務の内容は、本院職員の指示に基づく、データ加工、編集作業等の支援業務が主なものとなっており、業務内容の難易度が低くなっていると考え、安価な料金単価を適用している。また、入札参加者に対しては、変更後の仕様書に基づき、入札説明会において説明している。</li><li>・業務内容に応じた適切な積算となるよう技術者の料金単価としたところであり、1者応札との因果関係はないと考えている。</li></ul>

意見・質問	回 答
<p>セキュリティ対策支援等業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 30年度の予定価格の算定において、一番安価な技術者サービス料金単価のプログラム（PG）級ではなく、システムエンジニアリング（SE）級を適用しているが、その根拠は何か。</li> <li>・ サイバー攻撃を受けた際に対応するのは本件業者なのか。</li> <li>・ 全般的に、外部に委託する「支援業務」は、高度な技術を要する業務に限定されるべきであり、容易な業務を含まないようにしていく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 30年度の仕様書における業務内容の難易度、求めている人員要件及び専門部署（上席情報システム調査官付）からの意見を参考に、SE級が適切であると考え、同料金単価を適用している。</li> <li>・ 本件業務は、本院が行っている情報セキュリティ対策への支援等を行うものであり、実際のサイバー攻撃を受けた場合は、本院職員、ヘルプデスク等が対応するが、本件業者は、専門業者としての経験や知見を踏まえて、その支援を行うことになる。</li> </ul>